平成２１年（フ）第８０１号
兵庫県加古川市加古川町木村697番地の１
木村ハイツＡ号、従前の住所兵庫県加古川市別府町中島町44番地の４
債務者　中谷　美香
１　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第１６１０号
広島県呉市焼山北１丁目17番３号、申立時の住所広島市安佐北区可部８丁目14番５号本家かまどや
債務者　小田原ハナ子
１　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１８２９号
広島市中区大手町５丁目18番12―401号
債務者　小畠　智文
１　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９３３号
広島市安佐北区三入東２丁目31番３号
債務者　小形　弘美
１　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９４５号
広島市南区仁保新町１丁目９番27―101号
債務者　永末五十美
１　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９５７号
広島市安佐南区大塚西６丁目９番３―303号
債務者　山本　　力
１　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９９１号
広島県東広島市八本松町米満731番地15
債務者　光原　靖恵
１　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９９３号
広島市西区己斐上３丁目13番12号、住民票上の住所広島市西区己斐上３丁目13番２号
債務者　寺井　翔子
１　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２０２１号
広島市安佐南区伴南５丁目30番13号
債務者　ひめわた寝具こと　吉見　和男
１　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２０２７号
広島市西区新庄町19番11―301号
債務者　大津　園香
１　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２０２９号
広島県廿日市市宮園６丁目３番25号、住民票上の住所広島市中区舟入南３丁目15番４―204号
債務者　河内　敏男
１　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２０３０号
広島県廿日市市宮園６丁目３番25号、住民票上の住所広島市中区舟入南３丁目15番４―204号
債務者　河内　照美
１　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２０４７号
広島市中区舟入南４丁目13番14号
債務者　出原　敬子
１　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２０６７号
広島市佐伯区五日市７丁目８番41号　ウエル内
債務者　山下ミツ子
１　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１１２８号
北九州市門司区大里本町３丁目10番10号
債務者　田村　文子
１　決定年月日時　平成21年12月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１３９９号
北九州市小倉北区片野２丁目４番５―301号
債務者　野尻　春子
１　決定年月日時　平成21年12月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第５２号
鹿児島県指宿市十二町2108番地６
債務者　坂元ゆかり
１　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部